（記載第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年6月30日

御坊市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				御坊市湯川町	無	R1 ～ R5	丸山 水土里会
○				御坊市野口	無	R1 ～ R5	野口 みどりの会
○				御坊市塩屋町	無	R1 ～ R5	北塩屋 環境保全の会
○				御坊市塩屋町	無	R1 ～ R5	森岡 田人の会
○				御坊市明神川	無	R1 ～ R5	明神川 環境保全会
○				御坊市熊野	無	R3 ～ R7	熊野 環境保全会
○				御坊市塩屋町	無	R2 ～ R6	南塩屋農業 環境保全会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	